

第1-2-(11) 受領不能（休眠担保権の登記を抹消するための供託（担保権者の所在不明・第三者による供託））

供託ねっと

供託かんたん申請

- 証明書請求
- 供託申請
- 処理状況照会
- パスワード更新
- 申請者情報変更
- 申請者情報抹消
- ヘルプ
- ダウンロード
(ソフトウェア)
(操作手引書)
- ご利用環境
- FAQ
・
お問い合わせ
- ログアウト



Step 1-1 申請情報の入力

[手続についてを表示](#)

供託書（金銭供託）その他

[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

供託所の表示		〇〇法務局		供託所選択
供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号		
	氏名又は法人名	甲山太郎		会社法人等番号（供託者） - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	☒ 入力なし ☐ 代表者 ☐ 代理人		会社法人等番号（代理人） - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
被供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	（最後の住所）甲県乙市丙町二丁目2番2号		
	氏名又は法人名	乙野次郎		
法令条項		民法第494条		
供託の 原因たる事実		甲県乙市丙町三丁目12番地 丙川三郎は、昭和29年6月1日に、被供託者から金10,000円を、弁済期昭和34年7月1日、利息年6分の約定で借り受け、この担保のため、同日、下記抵当権を設定し、〇〇法務局昭和29年6月1日受付第150号をもって設定登記をした。 供託者は、この債務について、令和2年7月1日に元金10,000円及びこれに対する昭和29年6月1日から昭和34年7月1日までの利息金3,050.8円並びに昭和34年7月2日から令和2年7月1日までの遅延損害金36,600円（合計金49,651円）を債務履行地である被供託者住所において、丙川三郎に代わって弁済しようとしたが、被供託者は、数年来その所在が不明であるため受領することができないので、供託する。 記 抵当権者：被供託者 抵当権設定者：甲県乙市丙町三丁目12番地 丙川三郎 抵当権の目的物 甲県乙市丙町一丁目1番 宅地 100平方メートル 登記記録上の順位 乙区1番 債権額 10,000円 利息年6分		
供託金額		49651 円		
☒ 供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権	供託の原因たる事実中に記載した抵当権			
☐ 反対給付の 内容				
☐ 送付する添付書面あり				
☐ 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。				
☐ 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行				

後3か月以内のものに限る。)を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。	
☐ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ☒ 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。	
会社法人等 番号 複数入力	※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 [入力方法] 複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、'-'（ハイフン）は入れないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。
備考	供託者は売買により上記抵当権の目的物の所有権を取得した者の相続人であり、第三者として供託するものである。 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第3条による。
☐ 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。	補正対象申請番号 (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、 補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

通信（連絡・コメント）欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

次へ

戻る (供託申請メニュー)